

三重県水産研究所ホームページ広告掲載要領

(目的)

第 1 条 この要領は、三重県水産研究所が管理するホームページのトップページ(以下「水産研究所ホームページ」という。)への広告掲載を適正に行うため、三重県広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第 2 条 広告の種類及び要綱第 4 条に規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の種類 パナー広告
- (2) 広告の掲載位置 水産研究所ホームページの所定の位置
- (3) 掲載枠数 4 枠
- (4) 規格 大きさ縦 50 ピクセル・横 170 ピクセル
形式 GIF・JPEG (アニメ不可)
データ容量 10KB 以下

(広告の掲載基準)

第 3 条 前条に規定するパナー広告は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいい、要綱第 3 条に規定する広告の掲載基準は、パナー広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容についても適用する。

(広告の掲載の期間)

第 4 条 要第 5 条の規定による広告を掲載する期間は、1 か月を単位とする。ただし、1 か月を超える期間の広告掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。

2 広告掲載開始日又は広告掲載終了日が三重県の休日を定める条例(令和元年三重県条例第 2 号)第 1 条に規定する休日に当たる場合の広告掲載開始日又は広告掲載終了日は、県が別に定める。

(広告の募集方法)

第 5 条 要綱第 6 条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集方法は、原則として三重県ホームページ及び水産研究所ホームページに募集要領等を掲載することにより公募するものとする。
- (2) 広告の掲載を希望する者は、三重県水産研究所ホームページ広告掲載申込書(様式第 1 号)により県に申し込むものとする。

(広告掲載の決定及び承諾)

第6条 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、募集期間終了後、速やかに第12条に規定する三重県水産研究所ホームページ広告掲載審査会を開催し、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のとときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。

2 県は前項の規定により決定したときは、三重県水産研究所ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2別により当該申込者に通知する。

3 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、県が指定する期限までに、三重県水産研究所ホームページ広告掲載承諾書(様式第3号)を県に提出するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠当たり月額20,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(広告掲載料の返還)

第8条 県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、県が県ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 県は、要綱第8条第2項の規定により広告掲載を取り消したにおいて、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 県は、要第9条の規定による広告掲載の取下げを受理した場合において、に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の作成)

第9条 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの県の指定する日までに、原稿を県の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第11条、及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の禁止表現)

第10条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(3) 実際には機能しないもの

(4) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

2 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。

(広告の変更)

第11条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、県にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。この場合において、第9条の規定を準用する。

2 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに県に届け出るものとする。

(審査会)

第12条 要綱第11条の規定により、水産研究所ホームページに掲載する広告の可否を審査するため、三重県水産研究所ホームページ広告掲載審査会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 審査会は別表1のとおり委員長及び委員をもって構成する。

3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

- 5 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第13条 審査会の事務局は、三重県農林水産部水産振興課に置く。

(協議)

第14条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第15条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附則

- 1 この要領は平成20年8月1日から施行する。
- 2 改正後の要領は平成21年4月1日から施行する。
- 3 改正後の要領は平成27年4月27日から施行する。

別表1 (第12条関係)三重県水産研究所ホームページ広告掲載審査会

委員長	農林水産部次長(水産振興担当)
委員	戦略企画部広聴広報課長
	地域連携部 IT 推進課長
	総務部財政課長
	総務部法務・文書課長
	環境生活部人権課長
	環境生活部文化振興課長
	健康福祉部こども家庭局次長
	健康福祉部健康福祉総務長
	教育委員会事務局教育総務課長
	農林水産部水産振興課長
農林水産部水産研究所副参事兼総務調整課長	

様式第1号(要領第5条関係)

三重県水産研究所ホームページ広告掲載申込書

令和 年 月 日

三重県知事あて

申込者氏名

住所

(団体にあたっては、事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記入してください。)

三重県水産研究所ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。

申込みにあたっては、三重県広告掲載要綱及び三重県水産研究所ホームページ広告掲載要領の内容を遵守します。

記

1 広告内容

(1) 掲載希望枠数

枠

(2) 掲載希望期間(掲載期間は、1ヶ月単位です。)

令和 年 月 日～令和 年 月 日

(3) バナー広告の内容

(4) リンク先ホームページ内容

(5) リンク先 URL

2 連絡先

(1) 担当者氏名

(2) 住所

(3) 電話

(4) F A x

(5) e-mail

様式第2号(要領第6条関係)

三重県水産研究所ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書

令和 年 月 日

様

三重県知事 印

記

三重県水産研究所ホームページへの広告掲載は、下記のとおり決定しましたので通知します。

1 広告掲載の可否

(1) 決定事項

(2) 決定理由

2 掲載枠数

枠

3 掲載期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

4 掲載料

円(20,000円 x 枠 x か月)

様式第3号(要領第6条関係)

三重県水産研究所ホームページ広告掲載承諾書

令和 年 月 日

三重県知事あて

広告主 代表者職氏名
住所

三重県水産研究所ホームページ広告掲載要領第6条の規定に基づき、下記の内容について承諾します。

記

- 1 三重県広告掲載要及及び三重県水産研究所ホームページ広告掲載要領に定める事項を遵守し、県からバナー広告掲載に関する指示があった場合には城実に対応します。
- 2 三重県水産研究所ホームページは、予告することなくレイアウト等の変更を行う場合があります。この変更に伴い、バナー広告の掲載位置や並び順が変更となる場合にも異議を申し立てません。

事務担当者連絡先

- (1) 担当者氏名
- (2) 住所
- (3) 電話
- (4) F A X
- (5) e-mail